

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十二号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この規程は、令和三年九月一日から施行する。